

平成29年度特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級等へ就学するお子さまの保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の一部を補助する制度です。

補助金額決定のため、次の購入経費について領収書(レシートは不可)が必要になる場合がありますので、保管をお願いします。(後日あらためて、学校から保護者に提出をお願いします。)

【領収書保管が必要な経費】

費目	対象となる経費	対象となる時期	領収書提出期限
新入学児童生徒等 学用品費等	ノート、筆記用具、副読本、練習帳、辞典類、体育用ブック靴、実験・実習用の材料、作業衣、ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等	入学前	平成29年7月末
学用品等購入費	【学用品費】ノート、筆記用具、副読本、練習帳、辞典類、体育用ブック靴、実験・実習用の材料、作業衣等	入学後	平成30年2月中旬
	【通学用品費】 通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等	平成30年2月まで (以降は翌年度へ)	

【対象者】

倉敷市に居住し、倉敷市立小・中学校(倉敷支援学校は除く)の特別支援学級に在籍しているお子さまの保護者、もしくは、通常学級に在籍している学校教育法施行令第22条の3に規定する障がい^①の程度に該当するお子様の保護者(※裏面参照)です。対象者は、次のように区分され、それぞれ補助の内容・金額が異なります。

支弁区分	世帯の状況
1	生活保護受給世帯、就学援助受給世帯
2	世帯の「収入額」が、「需要額」×2.5未満
3	世帯の「収入額」が、「需要額」×2.5以上「需要額」×3.5未満
支給対象外	世帯の「収入額」が、「需要額」×3.5以上

※「収入額」は、世帯全員の前年所得等から社会保険料、生命保険料、損害保険料等の合計額を差し引いた額です。

※「需要額」×2.5は、次の表を目安にしてください。

世帯人数	家族構成	需要額(年間)×2.5
3人	父40歳、母40歳、子(5歳)	約530万円
4人	父45歳、母40歳、子(小学1年生、小学4年生)	約670万円
5人	父50歳、母45歳、子(小学3年生、小学5年生、中学2年生)	約820万円

【奨励費の内容・金額】(基準改定する場合があります。)

支弁区分によって、下表のうち一部または全部の費目が支給されます。

なお、電車・バスを利用して、通級指導教室に通学する場合には、その交通費が補助されます。

費目	年間支給予定額			支給時期	
	支弁区分1	支弁区分2			支弁区分3
		小学校	中学校		
①学用品・通学用品購入費	①～⑥、⑧は 就学援助費 生活保護費 から支給します。	年額5,710円以内	年額11,160円以内	3月末	
②学校給食費		実費の1/2		3月末	
③新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費		10,235円以内	11,775円以内	8月	
④修学旅行費		10,590円以内	28,335円以内	8,12月(実施後)	
⑤校外活動費(泊を伴わない)		785円以内	1,135円以内	12,3月(実施後)	
⑥校外活動費(泊を伴う)		1,810円以内	3,050円以内	12,3月(実施後)	
⑦交流学习交通費		実費		実費の1/2	12,3月(実施後)
⑧通学費	実費		実費の1/2	10,3月	

※①, ③, ⑧は、購入を証明する領収書等の提出が必要です。

※⑧は、バスや電車を利用して通学するお子さまが対象です。

※①～⑥は、実費の1/2の額が補助の対象です。

※⑧について、通級指導教室分の支給は3月のみです。

※学校教育法施行令第22条の3

区分	障害の程度
視覚障がい者	両目の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高く高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。
聴覚障がい者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障がい者	1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※学校教育法施行令第22条の3の障がいの程度に該当する児童生徒であるかは特別支援教育支援委員会で判定します。